

登録免許税法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

改正前

第五条 削除

(レーダーの空中線電力の計算)

第十四条 登録免許税法施行令(昭和四十二年政令第四百四十六号)以下「令」という。第十二条第一項第五号の規定により計算したレーダーの空中線電力は、当該レーダーについて無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第十二条(空中線電力の換算比)又は第十三条(空中線電力の算出方法等)の規定により算出される平均電力による。

(家用有償旅客運送者に係る変更登録で課税するものの範囲)

第十六条の二 令第十九条の二第二項に規定する財務省令で定める変更登録は、道路運送法第七十九条の七第一項(変更登録等)の変更登録で、同法第七十九条の二第二項第二号(登録の申請)の家用有償旅客運送の種類の増加に係るもの又は同項第三号の運送の区域の増加に係るもの(同法第七十九条(登録)の登録を受けている当該運送の区域の属する市町村内における当該運送の区域の増加に係るものを除く。)とする。

(航空機の設計検査等に係る事業場の認定で課税しないものの範囲)

第二十条 法別表第一第三百三十八号(二)に規定する財務省令で定める認定は、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二十条第一項(事業場の認定)の認定を受けている者が当該認定に係る航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第三十四条(認定の有効期間)の有効期間が満了した後に引き続き当該認定に係る同令第三十条第一項(業務の範囲及び限定)の業務の能力の区分に応じた業務の範囲と同一の業務の範囲について受ける同法第二十条第一項の認定とする。

第五条 法別表第三の二十の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類は、その登記に係る不動産が同項の第三欄に規定する不動産に該当する旨を証する沖繩振興開発金融公庫の書類とする。

(レーダーの空中線電力の計算)

第十四条 登録免許税法施行令(昭和四十二年政令第四百四十六号)第十二条第一項第五号の規定により計算したレーダーの空中線電力は、当該レーダーについて無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第十二条(空中線電力の換算比)又は第十三条(空中線電力の算出方法等)の規定により算出される平均電力による。

(家用有償旅客運送者に係る変更登録で課税するものの範囲)

第十六条の二 登録免許税法施行令第十九条の二第二項に規定する財務省令で定める変更登録は、道路運送法第七十九条の七第一項(変更登録等)の変更登録で、同法第七十九条の二第二項第二号(登録の申請)の家用有償旅客運送の種類の増加に係るもの又は同項第三号の運送の区域の増加に係るもの(同法第七十九条(登録)の登録を受けている当該運送の区域の属する市町村内における当該運送の区域の増加に係るものを除く。)とする。

(航空機の設計検査等に係る事業場の認定で課税しないものの範囲)

第二十条 法別表第一第三百三十八号(二)に規定する財務省令で定める認定は、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二十条第一項(事業場の認定)の認定を受けている者が当該認定に係る航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第三十七条(認定の有効期間)の有効期間が満了した後に引き続き当該認定に係る同令第三十三条第一項(業務の範囲及び限定)の業務の能力の区分に応じた業務の範囲と同一の業務の範囲について受ける同法第二十条第一項の認定とする。

(電子情報処理組織を使用する場合の納付方法等)

第二十三条 法第二十四条の二第一項に規定する財務省令で定める方法は、法第二条に規定する登記等(以下「登記等」という。)の申請又は嘱託を行う場合に登記機関(法第五条第二号に規定する登記機関をいう。以下同じ。)から得た納付情報により納付する方法とする。

2 省略

(納付の委託に係る通知)

第二十三条の二 法第二十四条の三第一項に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項の通知とする。

一 登記等を受ける者(当該者以外の者で当該登記等に係る登録免許税を納付しようとするものを含む。以下この条において同じ。)のクレジットカードを使用する方法により登録免許税を納付しようとする場合(当該登録免許税の額が当該クレジットカードによつて決済することができる金額以下である場合に限る。) 次に掲げる事項

イ 前条第一項の納付情報及び納付書記載事項(登記等を受ける者の氏名又は名称及び当該登記等に係る登録免許税の額その他の納付書に記載すべきこととされている事項をいう。以下同じ。)

ロ 当該クレジットカードの番号及び有効期限その他当該クレジットカードを使用する方法による決済に関し必要な事項

二 登記等を受ける者が使用する資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第三条第五項(定義)に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引(以下この号において「第三者型前払式支払手段による取引等」という。)により登録免許税を納付しようとする場合(当該登録免許税の額が当該第三者型前払式支払手段による取引等によつて決済することができる金額以下である場合に限る。)

イ 前条第一項の納付情報及び納付書記載事項

ロ 当該第三者型前払式支払手段による取引等に係る業務を行う者の名称その他当該第三者型前払式支払手段による取引等による決済に関し必要な事項

(電子情報処理組織による登記等の申請等の場合の納付方法等)

第二十三条 法第二十四条の二第一項に規定する財務省令で定める方法は、同項に規定する申請又は嘱託を行う場合に登記機関(法第五条第二号に規定する登記機関をいう。以下同じ。)から得た納付情報により納付する方法とする。

2 同上

(納付受託者の指定の基準)

第二十三条の三 令第三十条の二第二号に規定する財務省令で定める基準は、地方自治法第二百三十一条の二の三第一項(指定納付受託者)に規定する指定納付受託者として道府県税又は都税の納付に関する事務処理の実績を有する者その他これらの者に準じて法第二十四条の四第一項に規定する納付事務を適正かつ確実に遂行することができる者と認められる者であることとする。

(納付受託者の指定の手続)

第二十三条の四 法第二十四条の四第一項の規定による所管省庁の長(同項に規定する所管省庁の長をいう。以下同じ。)の指定を受けようとする者は、その名称及び住所又は事務所の所在地その他当該所管省庁の長が必要と認める事項を記載した申出書を当該所管省庁の長に提出しなければならない。

2| 前項の申出書には、同項の指定を受けようとする者に係る定款、登記事項証明書並びに最終の貸借対照表、損益計算書及び事業報告又はこれらに準ずるもの(以下この項において「定款等」という。)を添付しなければならない。ただし、所管省庁の長が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによつて、自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イ(定義)に規定する自動公衆送信装置をいう。)に記録されている情報のうち定款等の内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができる場合は、この限りでない。

3| 所管省庁の長は、第一項の申出書の提出があつた場合において、その申出につき指定をしたときはその旨を、指定をしないこととしたときはその旨及びその理由を当該申出書を提出した者に通知しなければならない。

(納付受託者の指定に係る公示事項)

第二十三条の五 法第二十四条の四第二項に規定する財務省令で定める事項は、所管省庁の長が同条第一項の規定による指定をした日とする。

(納付受託者の名称等の変更の届出)

第二十三条の六 納付受託者（法第二十四条の四第一項に規定する納付受託者をいう。以下同じ。）は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、同条第三項の規定により、変更しようとする日の前日から起算して六十日前の日又はその変更を決定した日の翌日から起算して十四日後の日のいずれか早い日までに、その旨を記載した届出書を当該納付受託者に係る所管省庁の長に提出しなければならない。

（納付受託の手続）

第二十三条の七 納付受託者は、法第二十四条の三第一項の規定による委託を受けたときは、当該委託をした者に、その旨を電子情報処理組織を使用して通知しなければならない。

2 前項の納付受託者は、同項の委託を受けた登録免許税に係る納付情報及び納付書記載事項に係る電磁的記録（法第二十四条の六第三項に規定する電磁的記録をいう。）を保存しなければならない。

（納付受託者の報告）

第二十三条の八 法第二十四条の五第二項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の対象となつた期間並びに当該期間において法第二十四条の三第一項の規定による委託を受けた件数、合計額及び納付年月日
- 二 前号の期間において受けた同号の委託に係る納付書記載事項及び当該委託を受けた年月日

（納付受託者に対する報告の徴求）

第二十三条の九 所管省庁の長は、納付受託者に対し、法第二十四条の六第二項の報告を求めるときは、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示するものとする。

（帳簿等の書式）

第二十三条の十 次の各号に掲げる帳簿又は証明書の様式及び作成の方法は、当該各号に定める書式に定めるところによる。

- 一 法第二十四条の六第一項の帳簿 第一号書式
- 二 法第二十四条の六第四項の証明書 第二号書式

(納付受託者の指定取消の通知)

第二十三条の十一 所管省庁の長は、法第二十四条の七第一項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けた者に通知しなければならない。

(免許等の場合の納付の確認の時期)

第二十四条 法第二十五条に規定する財務省令で定めるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるときとする。

一 法第二十四条第一項の規定により同項に規定する書類が免許等(同項の規定により登記機関の定める書類が提出されたとき。

二 法第二十四条の二第二項の納付の期限が免許等をした日後である場合
登録免許税の額の納付の事実に係る情報が第二十三条第二項第一号に規定する電子計算機に備えられたファイルに記録されたとき。

三 納付受託者が法第二十四条の三第一項の規定による委託を受けた場合
当該納付受託者による登録免許税の額の納付の事実に係る情報が第二十三条第二項第一号に規定する電子計算機に備えられたファイルに記録されたとき。

(免許等の場合の課税標準及び税額の認定に係る書類)

第二十五条 法第二十六条第一項及び第三十一条第二項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- 一 省 略
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 法第二十四条第一項の規定により提出された登記機関の定める書類

(納付不足額の通知事項)

第二十六条 法第二十八条第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 登記等の区分及びその明細

(免許等の場合の納付の確認の時期)

第二十四条 同 上

一 法第二十四条第一項の規定により同項に規定する書類が免許等(同項に規定する免許等をいう。以下同じ。)をした後に提出される場合 同項の規定により登記機関の定める書類が提出されたとき

二 法第二十四条の二第二項の納付の期限が免許等をした日後である場合
登録免許税の額の納付の事実に係る情報が前条第二項第一号に規定する電子計算機に備えられたファイルに記録されたとき

(免許等の場合の課税標準及び税額の認定に係る書類)

第二十五条 同 上

- 一 同 上
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 法第二十四条第一項又は第二十四条の二第三項の規定により提出された登記機関の定める書類

(納付不足額の通知事項)

第二十六条 同 上

- 一 法第二条に規定する登記等(以下「登記等」という。)の区分及びその明細

二〇五 省 略

六 通知をする登記機関の官職及び氏名

七・八 省 略

2 法第二十八条第三項に規定する財務省令で定める事項は、前項各号に掲

げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 令第三十条の三に規定する所管省庁の長が定める日

二 納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

二〇五 同 上

六 法第二十八条第一項の通知をする登記機関の官職及び氏名

七・八 同 上

3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

第二号書式

第 号	納付受託者の納付事務に関する質問検査章
所管省庁	官 氏 名 年 月 日生
年 月 日交付	所管省庁の長 印

上記の者は、登録免許税法第 24 条の 6 第 3 項に規定する質問及び検査を行う職員であることを証明する。

(用紙 日本産業規格 B 8)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二十條の改正規定及び次項の規定は、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（令和元年法律第三十八号。以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和四年六月十八日）から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する日に現に航空法施行規則及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和三年国土交通省令第五号。以下「改正規則」という。）第一条の規定による改正前の航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第三

十三条第一項の表の第二号の下欄に掲げる業務の範囲について改正法第二
条の規定による改正前の航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二
十条第一項の認定（以下「旧認定」という。）を受けている者が、当該旧
認定の有効期間が満了した後に引き続き改正規則第一条の規定による改正
後の航空法施行規則第三十条第一項の表の第二号の下欄に掲げる業務の範
囲について改正法第二条の規定による改正後の航空法第二十条第一項の認
定（以下「新認定」という。）を受ける場合において、当該新認定に係る
業務の範囲が当該旧認定に係る装備品の種類に対応する業務の範囲内であ
るときにおける当該新認定は、新認定の有効期間が満了した後に引き続き
当該新認定に係る業務の範囲と同一の業務の範囲について受ける新認定と
みなして、改正後の登録免許税法施行規則第二十条の規定を適用する。